

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	アグリビジネス投資育成株式会社の農業法人への出資制限の見直しに伴う税制上の所要の措置						
2	対象税目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">政策評価の対象税目</td> <td>(法人税:義)(国税4) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">上記以外の税目</td> <td>(不動産取得税:外)(地方税2) (固定資産税:外)(地方税2)</td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税2)	②	上記以外の税目	(不動産取得税:外)(地方税2) (固定資産税:外)(地方税2)
①	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税2)						
②	上記以外の税目	(不動産取得税:外)(地方税2) (固定資産税:外)(地方税2)						
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・延長】 【 単独 ・主管・共管】						
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人は除外されている。(措令27の4⑰)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、農業法人の経営基盤強化を図る観点から、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条第1項の承認を受けた株式会社（アグリビジネス投資育成株式会社）による農業法人への出資制限を見直すことを検討している。</p> <p>この見直しを前提に、研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者の判定において、上記大規模法人からアグリビジネス投資育成株式会社を除外することを要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> 第42条の12の4(中小企業経営強化税制) 第42条の6(中小企業投資促進税制) 第42条の4(研究開発税制) 第42条の12の5(中小企業向け賃上げ促進税制) 第42条の12の7(DX投資促進税制)(カーボンニュートラル投資促進税制) 第42条の13の5(特定税額控除制度の不適用措置) 第43条の2(被災代替資産等の特別償却) 第44条の2の1(中小企業防災・減災投資促進税制) 第56条(中小企業の経営資源の集約化に資する税制) 第67条の5(少額減価償却資産の特例) ・租税特別措置令 						

		<p>第 27 条の 11 の 3(地域再生法の特定業務施設の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興特別区域法 <p>第 39 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <p>第 17 条の 5(特定復興産業集積区域における研究開発税制の特例)</p> <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第 11 条第 13 項(不動産取得税の課税標準の特例) <p>【固定資産税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第 15 条第 44 項(固定資産税等の課税標準の特例) ・地方税法施行規則附則第 6 条第 41 項(バイオ燃料製造設備に係る特例)
5	担当部局	農林水産省経営局金融調整課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和7年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	各税制に準ずる
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農業法人はそのほぼすべてが中小規模の経営体であり、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき、農業法人の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に資金供給を行い、継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することが必要不可欠。</p> <p>今般の農業法人の経営基盤強化のための省令改正に伴い、アグリビジネス投資育成株式会社が、総議決権の 50%を超えて出資することが可能となることにより、農業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る事業活動に対し資金供給を行うことは、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することに寄与することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）（抄）</p> <p>（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）</p> <p>第 27 条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

		<p>2 国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業法人の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動において、設備投資による生産性の向上、自然災害等への事前対策強化、デジタル技術を活用した事業変革の取組、事業発展のための試験研究等の税制面により支援することで、経営基盤強化を図り、農業の持続的な発展を目指す。本措置を講ずることにより、農業法人がアグリビジネス投資育成株式会社から総議決権の50%を超えて出資を受けることを妨げない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制の適用を受けることにより、農業法人の財務強化及び資金繰りに寄与し、経営基盤強化につながる。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数 令和7年度:1件 令和8年度:1件 アグリビジネス投資育成株式会社から農業法人への出資実績のうち、中小企業経営強化税制等が活用できなくなるため、出資額を減額した農業法人数(アグリビジネス投資育成株式会社より聞き取り)から毎年1件程度発生すると試算した見込数。</p> <p>② 適用額 令和7年度:4百万円 令和8年度:4百万円 アグリビジネス投資育成株式会社から出資を受け、農業法人が中小企業税制でも適用実績が多い中小企業経営強化税制の活用を仮定し中小企業主要高性能農業機械を1件適用すると仮定。 (以下、中小企業経営強化税制事前評価書(農業関係)より引用) 租税特別措置の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の実態調査結果では、制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷数等に係る聞き取り調査等を基に、令和5年度の実績から推計により算出した。 ○課税標準額算出例:トラクター(50馬力以上の場合) $((国内向け出荷台数) / (全出荷台数)) \times (出荷額) = (国内向け出$</p>

		<p>荷額) (国内向け出荷額) × (出荷額に占める当税制適用率) (6,130 台 / 46,734 台) × 134,115 百万円 = 17,592 百万円 17,592 百万円 × 7.0% = 1,227 百万円 ○上記の算出例に沿って算出した課税標準額合計 (トラクター) + (田植機) + (コンバイン) + (スピードスプレヤー) 1,227 百万円 + 1,303 百万円 + 2,687 百万円 + 332 百万円 = 5,549 百万円 ○1件あたりの課税標準額 5,549 百万円 / 1,358 件 = 4百万円</p>
	③ 減収額	<p>令和7年度: 0円 令和8年度: 0円 (出資を受けない場合には融資により資金調達し、中小企業者として税制措置の適用を受けるので、減収には当たらない。)</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上の大規模法人の適用外とすることにより、アグリビジネス投資育成株式会社から出資を受けた農業法人は中小企業税制の対象となり、税制措置は資金繰りにも寄与し、財務内容が安定し健全な成長の下支えとなる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 [政策目的の実現状況] 税制の適用を受けることで、農業法人の財務強化に効果を上げている。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本措置を講ずることにより税収減にはならない。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、設備投資などに伴う農業者の資金調達の手段は一般的に融資と出資であるが、自己資本となる出資で調達した方が財務は安定するため、アグリビジネス投資育成株式会社による出資による農業法人の自己資本の充実を推進している。農業法人の自己資本の充実を図りつつ、高性能な農業機械の導入等による経営改善を促進し、経営の継続と安定及び農産物の安定供給を図るためには、アグリビジネス投資育成株式会社から総議決権の 50%を超えて出資を受けた場合でも、引き続き、税制措置により設備投資等を支援することが政策手段として妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務づけ等はない。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—